

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例及び施行規則対照表（抜粋）

条例	規則
<p>第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減                      （建築主の責務）</p> <p>第127条の2 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（建築物環境配慮指針）</p> <p>第127条の3 市長は、前条に規定する者が行う建築物に係る環境への負荷の低減を図るための取組を支援するため、建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置その他の措置（以下「環境負荷低減措置等」という。）について配慮すべき事項及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境への負荷の低減等の性能（以下「環境性能」という。）の評価の方法に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定め、これを公表するものとする。</p> <p>（特定建築物環境計画書の作成等）</p> <p>第127条の4 床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって規則で定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法</p>	<p>第10章の2 建築物に係る環境への負荷の低減</p> <p>（特定建築物の範囲）</p> <p>第92条の2 条例第127条の4第1項に規定する規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋以外の建築物とする。</p> <p>（特定建築物環境計画書の提出）</p> <p>第92条の3 条例第127条の4第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法第18条第2項に規定する計画の通知の予定年月日</p> <p>（2）工事完了の予定年月日</p> <p>（3）その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の4第1項の規定による提出は、特定建築物環境計画書（第36号様式）により行うものとする。</p>

<p>人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定建築物の概要</p> <p>(4) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項</p> <p>(5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>2 市長は、特定建築物環境計画書の提出があつたときは、前項第2号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項（以下「計画書公表事項」という。）について公表するものとする。</p> <p>（特定建築物環境計画書の変更の届出等）</p> <p>第127条の5 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第1号、第2号又は第6号に掲げる事項について変更をしたときは、特定建築物環境計画書を提出した者（特定建築主に変更があつた場合にあつては、変更後の特定建築主。以下同じ。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、特定建築物環境計画書を提出した者は、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による変更の届出があつた</p>	<p>（特定建築物環境計画書等の公表）</p> <p>第92条の4 条例第127条の4第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>(2) 特定建築物の概要</p> <p>(3) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項</p> <p>(4) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第127条の4第2項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p>（特定建築物環境計画書等の変更の届出等）</p> <p>第92条の5 条例第127条の5第1項及び第2項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定（特定外）建築物環境計画書変更届出書（第37号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第127条の5第3項（条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、変更後の計画書公表事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p>
---	---

場合であって、当該届出に係る事項が計画書公表事項であるときは、当該変更後の計画書公表事項について公表するものとする。

(新築等の取りやめの届出等)

第127条の6 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による取りやめの届出があったときは、特定建築物の新築等を取りやめた日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

(工事完了の届出等)

第127条の7 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、特定建築物の新築等に係る工事が完了した日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

(特定外建築物環境計画書の作成等)

第127条の8 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定外建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載し

(新築等の取りやめの届出等)

第92条の6 条例第127条の6第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物取りやめ届出書(第37号様式の2)により行うものとする。

2 条例第127条の6第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、特定建築物の新築等を取りやめた日その他市長が必要と認める事項とする。

3 条例第127条の6第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。

(工事完了の届出等)

第92条の7 条例第127条の7第1項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定(特定外)建築物工事完了届出書(第37号様式の3)により行うものとする。

2 条例第127条の7第2項(条例第127条の8第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める事項は、工事が完了した日及び第92条の4第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

3 条例第127条の7第2項の規定による公表は、前項に規定する事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。

(特定外建築物の範囲)

第92条の8 条例第127条の8第1項に規定する規則で定める建築物は、一戸建ての住宅及び長屋以外の建築物とする。

(特定外建築物環境計画書の提出)

第92条の9 条例第127条の8第1項第6号に

た特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定外建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。

- (1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定外建築物の名称及び所在地
- (3) 特定外建築物の概要
- (4) 特定外建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項
- (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

2 第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定は、特定外建築物環境計画書の提出があった場合について準用する。この場合において、第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定中「特定建築物環境計画書」とあるのは「特定外建築物環境計画書」と、第127条の5から前条までの規定中「特定建築物の」とあるのは「特定外建築物の」と、第127条の5第1項中「特定建築主」とあるのは「特定外建築主」と読み替えるものとする。

（分譲共同住宅環境性能表示基準の設定等）

第127条の9 市長は、特定建築物及び特定外建築物のうち、その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物であってその共同住宅の用途に供する部分の販売を目的として新築等をする建築物（以下「分譲共同住宅」という。）に係る環境性能の評価を表記した標章（以下「分譲共同住宅環境性能表示」という。）の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

（特定分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅

規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請の予定年月日又は同法第18条第2項に規定する計画の通知の予定年月日
- (2) 工事完了の予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第127条の8第1項の規定による提出は、特定外建築物環境計画書（第37号様式の4）により行うものとする。

環境性能表示の表示等)

第127条の10 特定建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者(以下「特定分譲共同住宅建築主」という。)は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示しなければならない。

2 特定分譲共同住宅建築主は、他人に分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合において当該販売の媒介又は代理の依頼を受けた者(以下「販売受託者」という。)が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第127条の11 特定分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明)

第127条の12 特定分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(分譲共同住宅環境性能表示の広告への表示)

第92条の10 条例第127条の10第1項及び第2項並びに第127条の13第1項及び第2項に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告であって、価格及び間取りが表示されるものとする。

(1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告(当該広告に係る面積が62,370平方ミリメートル以下である広告を除く。)

(2) 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信等の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。)による広告

(分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第92条の11 条例第127条の11及び第127条の14の規定による届出は、分譲共同住宅環境性能表示(変更)届出書(第37号様式の5)により行うものとする。

(特定外分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅環境性能表示の表示等)

第127条の13 特定外建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者(以下「特定外分譲共同住宅建築主」という。)は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示することができる。

2 特定外分譲共同住宅建築主は、その販売受託者が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させることができる。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定外分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第127条の14 特定外分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定外分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明)

第127条の15 特定外分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(環境負荷低減措置等に係る指導等)

第127条の16 市長は、建築物環境配慮指針を勘

案し、特定建築物環境計画書を提出した者又は特定外建築物環境計画書を提出した者に対し、当該特定建築物又は特定外建築物に係る環境負荷低減措置等について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、特定分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者又は特定外分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者（以下「特定分譲共同住宅建築主等」という。）に対し、当該分譲共同住宅について第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅の分譲共同住宅環境性能表示の表示について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、特定分譲共同住宅建築主等に対し、当該分譲共同住宅について第127条の12又は第127条の15の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅に係る環境性能の説明について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（特定建築主等への勧告等）

第127条の17 市長は、特定建築主又は特定外建築主（以下「特定建築主等」という。）が、第127条の4第1項、第127条の5第1項若しくは第2項（第127条の8第2項において準用する場合を含む。）、第127条の11又は第127条の14の規定に違反していると認めるときは、当該特定建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、特定分譲共同住宅建築主等が、正当な理由がなく前条第2項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定分譲共同住宅建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が、

（公表）

第92条の12 条例第127条の17第3項に規

当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第127条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、なお従前の例による。

- 3 施行日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物（床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以下のものに限る。）に係る新条例第127条の4第1項の規定の適用については、同項の規定中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年川崎市条例第号）の施行の日以後速やかに」とする。

- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用につい

定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物又は特定外建築物の名称及び所在地
- (3) 勧告の内容

#### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。



ては、なお従前の例による。	
	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</p> <p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成17年川崎市条例第96号）の施行期日は、平成24年10月1日とする。</p>

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月19日公布）による改正の一部を抜粋

※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年4月27日公布）による改正の一部を抜粋